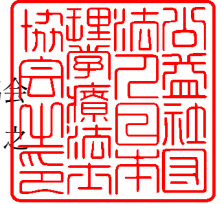


日理協 24 第 196 号
2024 年 7 月 25 日

経 済 産 業 大 臣
齋 藤 健 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 齋 藤 秀 之



2025 年度予算概算要求に向けての要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2025 年度予算概算要求につきまして、下記の予算を要望いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 「あるべき医療費・介護費の実現」に向けた国家資格者の活用を推進するための予算の確保
2. 「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業」の拡充と活用
3. 「ヘルスケア産業基盤高度化推進事業」の拡充と活用
4. 「ヘルスケア産業国際展開推進事業」の拡充と活用
5. 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定

各項目の詳細は別添参照

以上

2025 年度予算概算要求に向けての要望事項

(※) については、添付資料をご参照ください。

1. 「あるべき医療費・介護費の実現」に向けた国家資格者の活用を推進するための

予算の確保(※添付 p2)

次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプトとして、公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成し、『あるべき医療費・介護費の実現』につなげることが掲げられています。

理学療法士は、労働災害等への具体的な予防策などを踏まえた健康管理に貢献することができます。また、生活習慣病等に対する相談や運動指導等による疾病予防、重症化予防、早期治療への介入、生活支援といった、社会生活環境等によってもたらされる影響や疾病リスク等を勘案し、適切な頻度、強度、時間、種類の運動指導をすることができます。

よって、理学療法士を含めた国家資格を有する者のヘルスケア産業分野での活用を推進し、『あるべき医療費・介護費の実現』に向けたより効果的なサービスが適切に選択されるための予算の確保を要望します。

また、医療介護のみならず、経済団体（日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会等）と連携し理学療法士のマッチングや活用等に係る事業を構築することで、ヘルスケア産業で理学療法士がより活用され、高い経済効果が得られます。これらに係る予算の確保を要望します。

2. 「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業」の拡充と活用(※

添付 p3)

理学療法士は、1,400 名を超える専門家のもとに作成した科学的根拠に基づく「理学療法ガイドライン（2021 年第 2 版発行）」をはじめとする各種ガイドラインを遵守してサービス提供を行う専門職です。このような国家資格を有する者のヘルスケア産業での活用を推進し、質の担保された効果的なヘルスケアサービスが適切に選択されるための社会実装に向けた、エビデンス構築支援に係る予算の確保を要望します。

また、本事業の目的とする質の高いヘルスケアサービスの社会実装に向けたエビデンス構築においては、理学療法士等の国家資格を持つ専門職によるサービス提供に関するエビデンスの構築を推進するとともに、理学療法士および理学療法領域の学術団体やその研究データを活用していただくことを要望します。

3. 「ヘルスケア産業基盤高度化推進事業」の拡充と活用^(※添付 p4)

産業保健の領域において、日本理学療法士協会と産業医科大学産業生態科学研究所との共同調査により、求められる実態や実例を用いて、理学療法士を活用することの有用性が示されています。国家資格者である理学療法士は、健康経営に資するヘルスケアサービスにおいて、科学的根拠に基づいた転倒・腰痛予防など身体的な健康管理や労働災害防止等による労働生産性の向上に貢献することができます。

本事業においては、このような理学療法士の専門性を活用し、ヘルスケア産業の高度化および健康経営を推進するための予算の確保を要望します。

4. 「ヘルスケア産業国際展開推進事業」の拡充と活用^(※添付 p5)

- 1) 本事業を今後も推進していただくとともに、本事業の目的において、医療・介護等のヘルスケアのみならず、リハビリテーション、および健康増進・予防といった「ウェルネス」の視点も含めた予算の拡充を要望します。
- 2) 「アジア健康構想 (AHWIN)」と「アフリカ健康構想 (AfHWIN)」における「リハビリ・自立支援」などのサービス展開や、新興国等における課題解決に貢献する基盤構築のため、本事業のようなスキームを活用し、日本の理学療法士が国際的に活躍できるフィールドづくりを支援することや関連機器の海外展開を支援することを通して、海外における日本の医療技術の浸透に向けて基盤となる環境を整備するための予算確保を要望します。あわせて、理学療法士および関連機器の海外展開についての検討会設置に係る予算の確保を要望します。
- 3) 各国の理学療法士養成に係る教育カリキュラムの基礎調査研究を実施し、海外において限定的な取扱である日本の理学療法士免許について、他国への広範的理解を求め、更には相互承認を進めるための検討を行うなど、厚生労働省と連携し、他国における理学療法士免許の相互承認に関する検討を推進していくことを要望します。

5. 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定^(※添付 p6)

令和2年に「公的保険外・医療周辺サービス実態調査」(公益社団法人日本医師会が経済産業省からの委託を受けて実施)が行われ、公的保険外のリハビリテーションや医療機関以外の民間事業者が提供する医療行為ではないサービスについて整理されたところ、民間事業者による医療行為ではない「自称リハ」については、質の担保と利用者保護の観点から業界ガイドラインを策定することが求められています。公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業領域における適正なサービスを推進するため、公的保険外理学療法ガイドラインの検討会設置に係る予算の確保を要望します。